

# 広島県の中山間地域の現状と これまでの取組等について

令和5年6月2日

# 検討会議における地域を表す用語の使い方

名称 注)	地域単位	機能
①市町 市町自治会連合会	現市町単位	
②地区 地区自治連合会 (まちづくり協議会・ コミュニティ協議会)	合併前町村・小・中学校区単位 (自治会等を中心に構成)	○市町と地元をつなぐとりまとめ機能 ○市町の末端行政サービス提供機能
③集落 単位自治会 (町内会・自治区・自治会等)	大字／集落等	○地域自治連合会に各種役員を提供 ○住民自治(意思決定と各種活動の実施) を構成する最小単位
	(農業集落)	○葬式, 回覧, 身近な声掛けなどの支え合 い(近所付き合い)等 ○地域慣習や伝統に支えられた地域社会
④組・班 常会・組・講・区・班・講中 等	小字等	

住民自治組織

注) 住民自治組織には、「地域運営組織:地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織(総務省定義)」に該当するものもある。

## 資料3 目次

1	広島県中山間地域振興条例の概要	4
2	本県中山間地域の定義と現状等	
(1)	中山間地域の定義	5
(2)	人口及び面積	5
(3)	人口のこれまでの推移と今後の推計	6
(4)	高齢化率の推移と推計(全域過疎市町)	7
(5)	人口構成(全域過疎市町)	7
(6)	市町内総生産の推移	8
(7)	製造業の状況(全域過疎市町)	8
(8)	小売業の状況(全域過疎市町)	8
	【参考】 過疎市町村の数等(R4.4.1現在(人口・面積はR2.4.1国調))	9
3	第Ⅱ期 広島県中山間地域振興計画の概要	
(1)	目指すべき中山間地域の姿	10
(2)	取組の基本姿勢と施策の3つの柱	11

# 1 広島県中山間地域振興条例の概要（H25.10制定）

---

◆ 目的 中山間地域の振興に関し、県及び県民の役割を明らかにするとともに、基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで持続可能な中山間地域を実現する。

◆ 中山間地域の定義 ～ 離島振興法, 山村振興法, 半島振興法及び(いわゆる)過疎法による指定地域  
(県内23市町のうち、19市町が該当)

## ◆ 基本方針

- ① 県民の自主的かつ主体的な地域づくりの促進
- ② 産業の振興等による雇用機会の創出
- ③ 日常生活の機能の確保等による定住促進に必要な環境整備
- ④ 多様な主体の交流及び連携による地域づくり

## ◆ 県の役割

- ① 総合的な計画の策定とこれに基づく施策の推進
  - 第Ⅰ期 広島県中山間地域振興計画(H27～R2)
  - 第Ⅱ期 広島県中山間地域振興計画(R3～R7)
- ② 市町及び県民による自主的かつ主体的な地域づくりの促進に必要な措置
- ③ 中山間地域の有する多面的かつ公益的機能に関する県民の関心及び理解を深めるために必要な措置

## ◆ 推進体制

市町との協議の場（⇒ 知事及び関係市町長とで構成する「広島県中山間地域振興協議会」を設置）

## 2 本県の中山間地域の定義と現状等

### (1) 中山間地域の定義

「離島振興法」,「山村振興法」,「半島振興法」及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のいずれかにより指定等をされた地域(条例第2条第1項)。

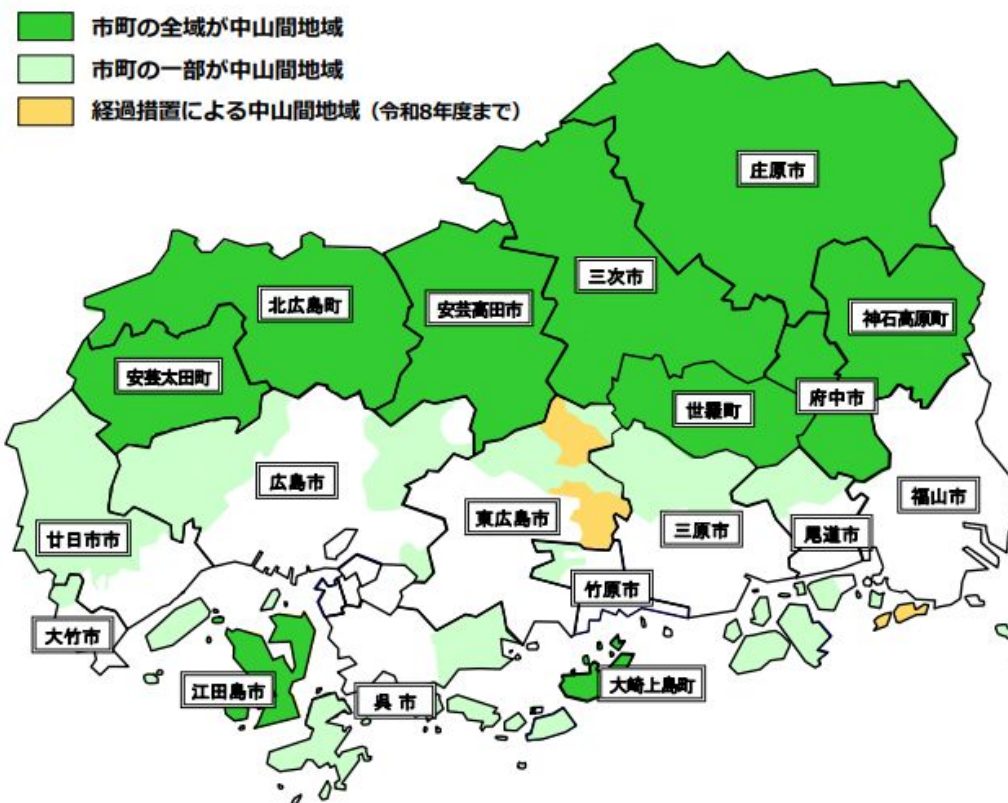
区分	該当市町
全域が中山間地域 (全域過疎市町※)	10 府中市、三次市、庄原市 安芸高田市、江田島市 安芸太田町、北広島町 大崎上島町、世羅町、神石高原町
一部が中山間地域	9 広島市、呉市、竹原市、三原市 尾道市、福山市、大竹市 東広島市、廿日市市

※ いわゆる過疎法に規定する「全部過疎市町村」を本県では「全域過疎市町」と呼称している。

### (2) 人口及び面積

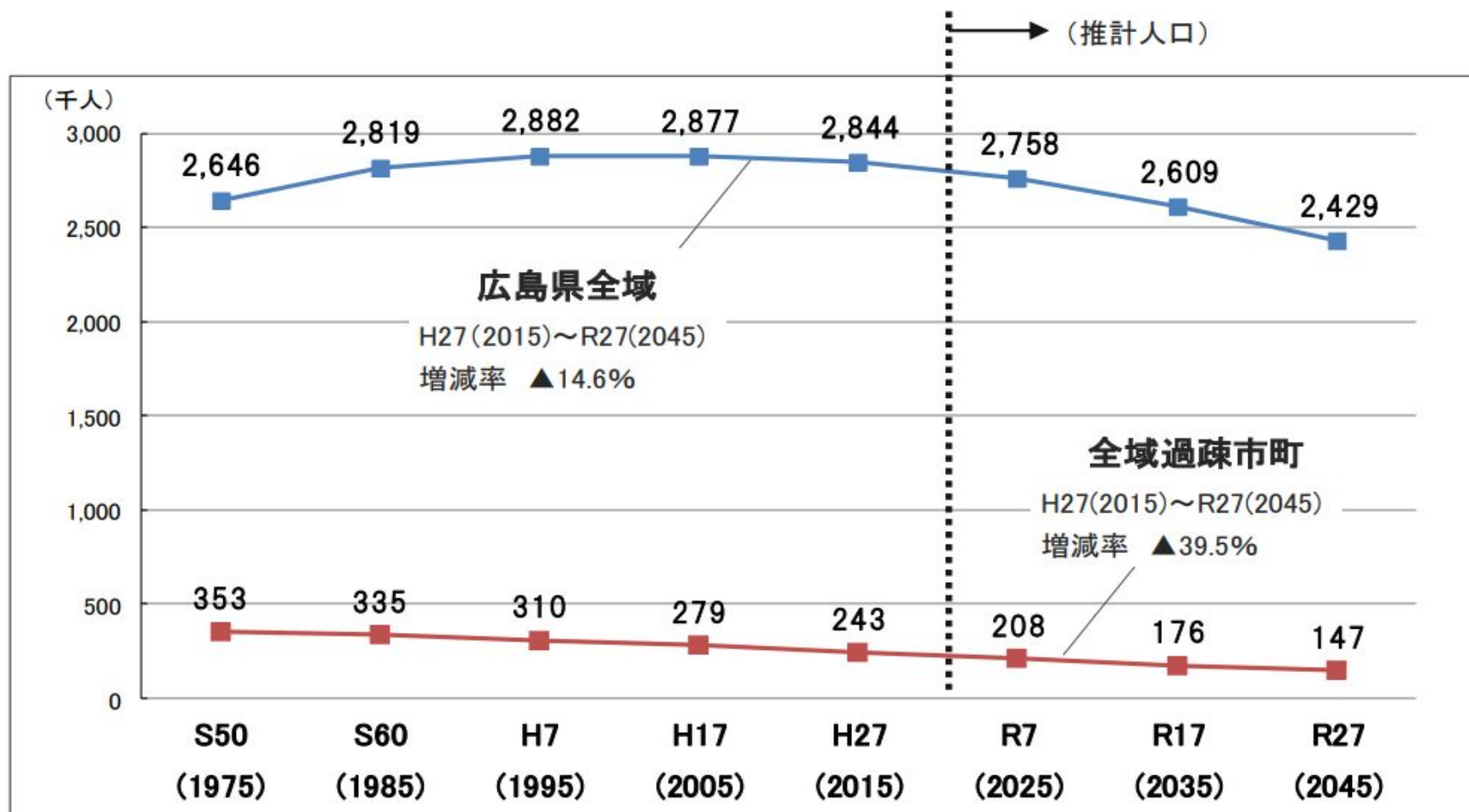
区分	人口(A)	面積(B)	人口密度(A/B)
広島県全域	2,799,702 人	8,479 km <sup>2</sup>	330.2 人/km <sup>2</sup>
うち中山間地域 (構成比)	384,233 人 (13.7%)	6,219 km <sup>2</sup> (73.3%)	61.8人/km <sup>2</sup>

※ 人口は総務省「令和2年国勢調査」,面積は農林水産省「2015年農林業センサス」などによる。



### (3) 人口のこれまでの推移と今後の推計

中山間地域では、県全体を大きく上回るスピードで人口減少が続いており、その傾向は、今後更に加速することが見込まれる。



※ 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H30.3)による。  
 ※ 全域過疎市町の数値は、経年分も含め、令和2年時点で全域過疎市町となっている市町に係る数値。以下同じ。

#### (4) 高齢化率の推移と推計（全域過疎市町）

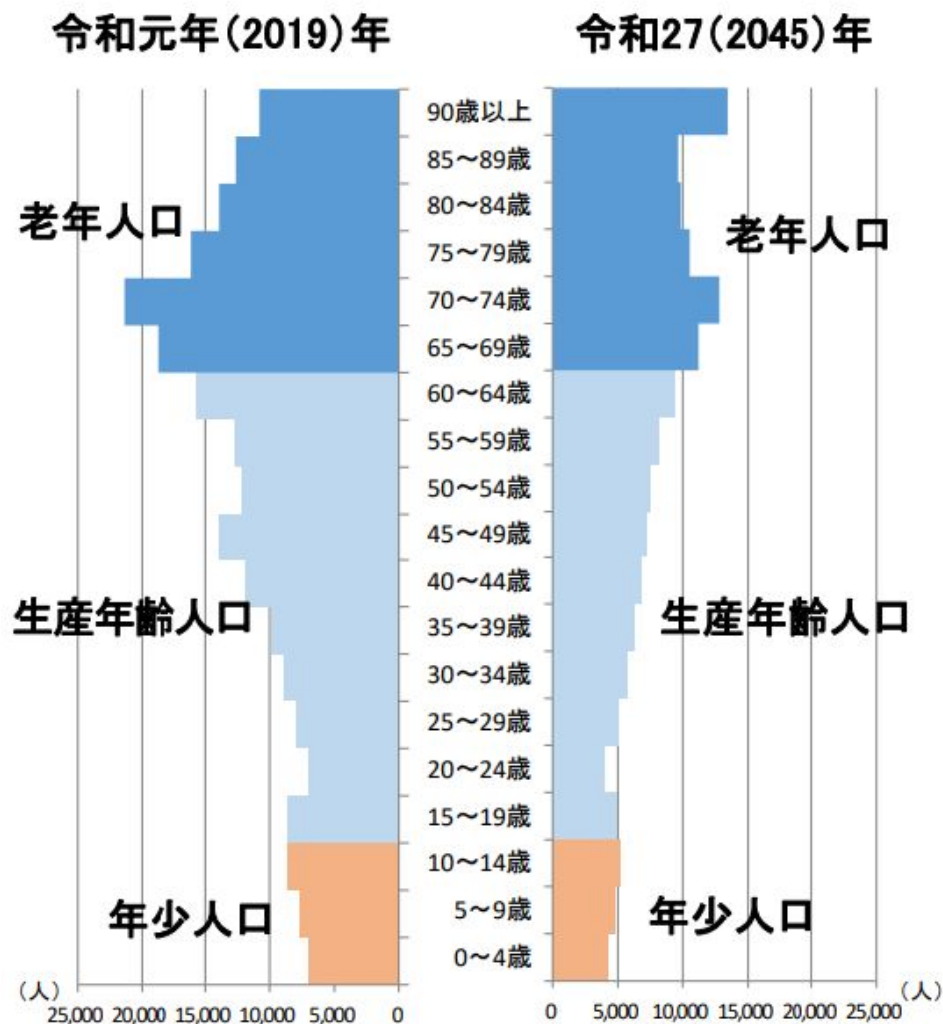
県全体に比べて高齢化率が高く、令和27年度には全過疎市町において高齢化率が40%を超えることが見込まれる。

（単位：人，％）

市町名	令和元年 (2019)		令和27年 (2045)	
	人口	高齢化率	人口	高齢化率
三次市	52,556	35.3	36,643	45.3
府中市	39,595	36.3	25,343	45.4
庄原市	35,556	42.1	21,571	43.4
安芸高田市	28,808	38.9	19,232	45.4
江田島市	23,501	43.0	10,774	47.1
北広島町	18,780	37.8	12,969	43.6
世羅町	16,309	40.5	9,173	53.7
神石高原町	9,103	46.8	4,536	52.1
大崎上島町	7,538	47.6	3,791	44.0
安芸太田町	6,275	49.3	2,844	57.1
全域過疎市町計	238,021	39.4	146,876	46.0
広島県計	2,838,632	28.6	2,428,818	35.2

※ 令和元年は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、令和27年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（H30.3）による。

#### (5) 人口構成（全域過疎市町）



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計 人口」（H30.3）による。

## (6) 市町内総生産の推移

(単位:百万円, %)

区 分		平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成29年 (2017)	H29-H23差引(増減率)
全域 過疎市町	総生産	861,330	829,258	890,106	28,776 ( 3.3)
	第1次産業	35,463	34,766	41,734	6,271 ( 17.7)
	農業	29,897	28,832	35,817	5,920 ( 19.8)
	林業	2,619	2,702	2,676	57 ( 2.2)
	水産業	2,945	3,232	3,242	297 ( 10.1)
	第2次産業	334,968	313,218	362,483	27,515 ( 8.2)
第3次産業	490,891	479,562	488,164	▲2,727 (▲0.6)	
広島県全域		10,819,024	11,160,282	11,790,821	971,797 ( 9.0)

※ 県総務局「広島県市町民経済計算結果」による。「輸入税・その他」を含むため、総生産と各産業の合計値は一致しない。

## (7) 製造業の状況 (全域過疎市町)

(単位:事業所, %)

区 分	平成12年 (2000)	平成30年 (2018)	増減 (増減率)
事業所数	1,250	681	▲596 (▲45.5)

※ 経済産業省「工業統計調査」による。

## (8) 小売業の状況 (全域過疎市町)

(単位:事業所, %)

区 分	平成9年 (1997)	平成28年 (2016)	増減
商店数	5,041	2,622	▲2,419 (▲48.0)

※ H9は経済産業省「商業統計調査」による。H28は総務省/経済産業省「経済センサス」による。



【参考】 過疎市町村の数等 (R4.4.1現在(人口・面積はR2.4.1国調))

区分		全市町村 (A)	過疎地域			特 定 市町村	
			合計 (B) (B/A)	全部過疎 地域市町村 ①	みなし過疎市 町村		一部過疎 市町村 ②
広島県	市町村数	23	14	10	0	4	2 (福山市、東広島市)
	人 口 (千人)	2,800	332 (11.8%)	224	0	107	
	面 積 (km <sup>2</sup> )	8,480	5,486 (64.7%)	4,550	0	935	
全 国	市町村数	1,718	885	713	14	158	41
	人 口 (千人)	126,146	11,647 (9.2%)	8,740	956	1,951	
	面 積 (km <sup>2</sup> )	377,976	238,762 (63.2%)	194,917	10,042	33,802	

① 府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

② 呉市、三原市、尾道市及び廿日市市

### 3 第Ⅱ期 広島県中山間地域振興計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）の概要

#### (1) 目指すべき中山間地域の姿

里山・里海に象徴される人と自然が作り出す中山間地域ならではの資産が、守るべき価値あるものとして、内外の人々により引き継がれる中で、

**地域への愛着と誇りの高まりが、将来への希望と安心につながり、心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる中山間地域**

中山間地域の住民の多くは、地域に愛着を持ち、また、都市部の多くの住民も、中山間地域を大切な地域であると考えています。

こうした方々の意識の背景にあるのは、日本人の原点ともいえる農山漁村の暮らしや守り継がれてきた伝統文化、四季折々の自然が織りなす豊かな恵みなど、里山・里海に象徴される中山間地域ならではの資産であり、地域の強みとして積極的に生かしていくことが重要です。

このため、都市的な生活環境を目指すのではなく、むしろ都市部にはない中山間地域ならではの魅力や豊かさを地域の資産として再認識し、守るべき価値のあるものとして再構築しながら、しっかりと将来に引き継いでいく必要があります。

また、私たちの暮らしは、その居住地にかかわらず、農林水産物の供給や都市的サービスの享受など、中山間地域と都市部とが双方の機能や役割を共有・補完し、相互に支えあう中で営まれており、中山間地域は、そこに暮らす人々だけでなく、都市部に暮らす人々にとっても大きな関

わりを持つ地域です。

こうした中で、これまで、主として地域に住む方々の暮らしの中で引き継がれてきた中山間地域の価値は、担い手（後継者）の減少などにより、これまでどおり継承していくことが困難な状況になりつつあります。将来にわたってこの価値を維持・継承していくためには、地域の人々だけではなく、内外の人々によって引き継がれていく必要があります。

このような考えのもと、中山間地域の価値や暮らしに共鳴する地域内外の人々を増やし、こうした方々に地域への愛着と誇りが広く共有され、それが将来への希望や安心につながっていくことによって、心豊かに笑顔で暮らし、充足した幸せを実感できる中山間地域の実現を目指します。

## (2) 取組の基本姿勢と施策の3つの柱

### 取組の基本姿勢

#### ○ 地域の基盤や特性を強みとして生かす

都市的な生活環境を目指すのではなく、むしろ都市部にはない魅力としてそれぞれの地域が有する基盤や特性に光を当て、強みとして生かし、市場化していくことで地域の価値向上につなげていく。

#### ○ 価値に共鳴する人を増やし、支え合いを安心につなげる

中山間地域の「価値を維持・向上させる」ことの大切さに共鳴する多様な人材を地域内外で増やし、ともに地域の未来をつくる存在として認め合い、支え合うことによって、安心の醸成につなげていく。

#### ○ デジタルの力を取り込む

新たなデジタル技術を、中山間地域の暮らしの中で分野横断的に実装することによって、新しい時代に対応した暮らしのモデルを創出し、地域における横展開を図っていく。

### 施策の3つの柱

#### ■ 多様な力でつながる人づくり

- ・ 多様な主体による自主的・主体的な地域づくり
- ・ 若い世代を呼び込む地域環境の創造(移住)
- ・ 地域を誇り未来を創る人材を育てる教育

#### ■ 夢をカタチにできる仕事づくり

- ・ 生産性の高い持続可能な農林水産業の確立
- ・ 地域特性を生かした事業展開や創業の促進
- ・ 地域資源を生かし、つなげる、魅力ある観光地づくり

#### ■ 安心を支える生活環境づくり

- ・ 地域医療・介護提供体制の確保
- ・ 地域特性に応じた居住環境の整備
- ・ 子育て環境の充実
- ・ 里山・里海の環境保全
- ・ 危機対処能力の向上